

平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業
要求水準書

令和6年7月

広島市

目 次

第1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 認定計画提出者の業務範囲	1
3 遵守すべき法令等	1
4 責任者の配置	2
5 要求水準の変更	2
第2 事業区域及び施設の現況	3
1 平和大通り公園の敷地面積に対する建築面積の割合	3
2 既存の公園施設等の概要	3
3 兼用工作物としての特別の事情	7
第3 統括管理業務に関する要求水準	8
1 総則	8
2 本事業の理念、実施方針の策定	8
3 統括管理責任者の配置等	9
4 「年度マネジメント計画書」及び「年度マネジメント報告書」の提出	10
5 総務・経理業務	10
第4 Park-PFI 事業に関する要求水準	11
1 総則	11
2 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務	13
3 特定公園施設等の設計・整備及び工事監理業務	16
第5 指定管理業務に関する要求水準	31
1 総則	31
2 維持管理業務	34
3 運営業務	37
4 自主事業	40
5 その他	41

第1 総則

1 本書の位置付け

本要求水準書は、平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業（以下「本事業」という。）の公募に当たり必要な事項等を定めた公募設置等指針に加え、本市が本事業に求める基準を示すとともに、より具体的な情報を提供するものである。なお、本事業が、仕様発注ではなく性能発注に基づく内容であることを十分に理解し、この基準等を超える民間事業者の創意工夫を期待している。

2 認定計画提出者の業務範囲

本事業において認定計画提出者が行う業務は、以下のとおりである。

- ① 統括管理業務
 - 【Park-PFI 事業】
 - ② 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務
 - ③ 特定公園施設等の設計・整備業務
- 【指定管理業務】
- ④ 特定公園施設等の管理・運営業務
- ⑤ 自主事業
- 【その他】
- ⑥ 平和大通りの魅力向上に向けた取組

3 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱のほか、国、広島県及び本市が定める各種基準、指針、解説、ガイドラインなどを遵守するものとし、本書に記載していない各種基準などについても、本書の内容に照らし適宜適用すること。関係法令、各種基準などについては、常に最新版を確認し適用すること。また、感染症の拡大防止に努めるよう、「基本的感染対策」に取り組むこと。

代表的な仕様書の例（参考）

	設計・整備	維持管理
土木	<ul style="list-style-type: none">・調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市）・広島市土木工事共通仕様書・広島市植栽工事仕様書・土木工事設計マニュアル（中国地方整備局）	<ul style="list-style-type: none">・公園緑地等維持管理標準仕様書（広島市都市整備局緑化推進部）・道路・公園緑化ガイドライン（広島市都市整備局緑化推進部）・平和大通り樹木管理指針（広島市都市整備局緑化推進部）（別添資料24）
建築	<ul style="list-style-type: none">・建築設計業務委託共通仕様書（広島市都市整備局）・建築工事特記仕様書（広島市）	<ul style="list-style-type: none">・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

※ 「平和大通り樹木管理指針」（別添資料24）における「緑地管理計画」は、「緑地再生計画」及び「維持管理計画」で構成している。「緑地再生計画」は、記載した事項を含む提案を可能とする。「維持管理計画」は、指定管理業務を行う上での参考とする。

4 責任者の配置

本書に規定する以下の責任者は、応募（申請）法人又は応募（申請）グループで応募（申請）する場合の代表法人又は構成法人等から選出すること。

- ・統括管理責任者（本書第3に規定）
- ・公募対象公園施設の設計責任者及び施工責任者（本書第4に規定）
- ・特定公園施設等の設計責任者、施工責任者、工事監理責任者及び施工監理責任者（本書第4に規定）
- ・指定管理業務の業務責任者（本書第5に規定）

5 要求水準の変更

本市は、事業期間中に、次の事由により、認定計画提出者と協議の上、要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

第2 事業区域及び施設の現況

1 平和大通り公園の敷地面積に対する建築面積の割合

事業区域は、都市公園である平和大通り公園内に位置しているため、都市公園法及び本市公園条例に基づき、平和大通り公園の敷地面積に対する建築可能面積の割合が定められている。

平和大通り公園に新たに整備することのできる施設の理論上の建築面積は、下表に示すとおりである。

事業区域において今後新たに建築することのできる建築面積（令和6年7月現在）

区分	公園内に建築できる施設の建築面積	既存施設又は新たに整備する予定の建築面積	新たに整備することのできる施設の建築面積
① 平和大通り公園の開設面積	約 27,500 m ² ※	0 m ²	—
② 開設面積の 2% (トイレ等)	約 550 m ²	約 20 m ²	約 530 m ²
③ 開設面積の 10% (特例施設：公募対象公園施設)		0 m ²	1,000 m ² (B)
④ 開設面積の 10% (特例施設：屋根付広場等)	約 2,750 m ² (A)	0 m ²	(A-B)

※ 公募開始時点で開設済の公園区域は、中央通りから鯉城通りまで及び鶴見橋から駅前通りまでの区域（約 27,500 m²）であり、その他の区域は令和8年度末までに順次拡大予定。

(注) 提案に当たっては、平和大通りの意味合い・機能を踏まえた上で、道路区域であることにも留意すること。

2 既存の公園施設等の概要

事業区域にある既存施設は、別添資料7に示すとおりである。以下にその概要を示す。ただし、緑地の維持管理、自転車道整備その他必要な場合において、本市が樹木の移植、園路の移設、植樹枠の新設・撤去等、現状変更を行うことがあるので留意すること。

(1) 慰靈碑・被爆樹木・供木・記念碑等

慰靈碑・被爆樹木・供木・記念碑等の概要は下表のとおり。詳細は別添資料7を参照。これらは、現状のまま存置することとする。ただし、「日本の道100選記念碑」については、移設等を伴う提案も可能とする。

慰靈碑等の一覧

No.	区分	設置位置	名称	設置時期	備考
1	慰靈碑	北-C-2	移動演劇さくら隊原爆殉難碑	昭和 30 年	
2	慰靈碑	北-C-3	広島県立広島第一高等女学校職員生徒追憶碑	昭和 30 年	
3	慰靈碑	南-C-3	殉職医師・医療従事者合同慰靈碑	昭和 35 年	
4	被爆樹木	北-C-4	エノキ	—	
5	被爆樹木	北-C-4	ムクノキ	—	
6	被爆樹木	北-C-4	ムクノキ	—	枯死のため 切り株のみ 保存・展示
7	被爆樹木	北-C-4	クロガネモチ	—	
8	被爆樹木	北-C-4	カキ	—	
9	被爆樹木	北-C-4	センダン	—	
10	記念碑	北-C-3	三上義夫博士顕彰碑	昭和 33 年	
11	記念碑	北-C-3	日本の道 100 選記念碑	昭和 61 年	
12	記念碑	南-C-3	記念植樹碑	昭和 54 年	
13	記念碑	南-C-4	月丘夢路記念碑	令和 5 年	
14	その他	北-C-3	ラ・パンセ（瞑想の像）	昭和 28 年	柳原義達の 作品
15	その他	北-C-4	旧国泰寺愛宕池	—	市史跡
16	その他	南-C-1	竹屋地蔵尊	文化 12 年頃	

(2) 寄付樹木（被爆樹木・供木を含まない。）

供木を除く寄付樹木は、原則、事業区域内に限り、移植等を伴う提案も可能とする。ただし、関係者等の合意が得られない場合など、移植等ができない可能性もある。

移植を伴う提案を行う場合は、緑豊かな平和大通りの景観を構成する樹木であることを認識し、これまでと同等以上の健全な生育環境を確保するとともに、開花期における修景効果、演出効果を期待できる配置とするものとする。

なお、移植した樹木が特定公園施設等の本市への引渡し後、1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の一以上の主幹が枯れた状態）となった場合には、認定計画提出者の負担と責任において、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えること。

(3) その他の樹木

被爆樹木・供木・寄付樹木以外の樹木は、移植等を伴う提案も可能とする。また、高木については、樹木の生育状況により移植が困難であることが樹木医等の診断により明らかで、かつ、本市がやむを得ないと判断した場合、原則、事業区域内に限り、代替木への植え替え等を可能とする。中低木については、暗がりの解消や見通しの確保を行うなど、明るく安全・安心な通りとするよう配慮した計画とすることとし、視界を遮る中低木及び地被植物の移植や撤去は可能とする。

(4) 石燈籠

石燈籠の概要は下表のとおり。これらの石燈籠は、原則、事業区域内に限り、移設を伴う提案も可能とする。ただし、関係者等の合意が得られない場合など、移設等ができない可能性もある。

石燈籠の一覧

No.	設置位置	名称
17	南-C-1	神前形石燈籠
18	南-C-1	濡鷺形石燈籠
19	南-C-1	江戸形石燈籠
20	南-C-1	道標形石燈籠
21	南-C-2	西ノ屋石燈籠
22	南-C-3	聚楽形石燈籠
23	南-C-4	櫓形石燈籠
24	南-C-4	勧修寺形石燈籠
25	南-C-4	高麗形石燈籠

(5) 本市が整備した施設等

ア 花壇

移設等を伴う提案も可能とする。ただし、本市が推進するグリーン・パートナーアクションにより民間企業等が維持管理を行っており、関係者等の合意が得られない場合など、移設等ができない可能性もある。

イ バラ園

現状のまま存置することとする。

ウ 道路施設（道路標識、交通管制施設等）

現状のまま存置することとする。なお、これらの施設が設置されている箇所では、公園施設の整備を行うことは出来ない。

エ その他の既存施設

既存の照明灯、ベンチ及び車止め（木製のものに限る）のうち不要なものは、特定公園施設等の整備に合わせて認定計画者において撤去するものとする。

(6) インフラ整備状況

ア 周辺道路の状況

事業区域は、広島市道比治山庚午線（中央通り（三川町交差点付近）から鯉城通り（白神社前交差点付近））の内にある。詳細は別添資料4のとおり。

イ 地下埋設物（供給処理施設等）の位置

事業区域における給水、排水、ガス、電気、通信の供給処理施設等の地下埋設物の位置は別添資料5のとおり。ただし、位置図は参考であり、実際の地下埋設物の位置等とは異なる又は記載がない可能性があるため、認定計画提出者は、設計・整備を行う際、必ず各事業者に確認を行うこと。各施設の引込み及び接続計画は、認定計画提出者の提案を基に、本市と協議の上で進めること。

なお、水道管等の地下埋設物や架空線等の占用物件については、占用者等との同意を得た上で移設等を伴う提案は可能である。

(7) 地盤・土壤の状況

ア 事業区域周辺の地盤の状況

本事業において地盤調査が必要な場合は、本市との協議の上、地盤調査計画を作成し、認定計画提出者の費用負担で調査を行うこと。

イ 土壤の状況

提案内容により必要となる場合は、土壤汚染対策法に基づき、各施設の整備業務の着手日の30日前までに、本市が、土地の形質変更に伴う届出を広島市長に行う。認定計画提出者は、届出に要する図面作成などに協力すること。

(8) 大雨による浸水の可能性

大雨による浸水の発生が想定される区域等を示した浸水（内水）ハザードマップを以下のアドレスに掲載しているので参考にすること。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/178150.pdf>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/178363.pdf>

3 兼用工作物としての特別の事情

事業区域は、道路（市道比治山庚午線）と都市公園（平和大通り公園）の兼用工作物として管理を行うことから、Park-PFI 事業における公園施設の整備や、指定管理事業におけるイベント等の企画・誘致や自主事業の開催にあたり、一定の手続きが必要となる（詳細については各章を参照）。

なお、兼用工作物としての管理に当たり、道路管理者と公園管理者は、管理方法や費用負担などを定める兼用工作物管理協定を締結している（別添資料 23）。事業区域においては、原則、この協定に沿った管理方法等が適用されるが、協定と異なる扱い等を行う場合は、別途本市の指示による（公募設置等指針などに示す内容の適用など）。

第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的事項

ア 統括管理業務の目的

統括管理業務は、事業全体（Park-PFI 事業及び指定管理業務）の履行状況を把握し、事業全体としてサービスの質が継続的に維持、向上するよう努め、必要な対応を行うことを目的とする。

イ 業務期間

業務期間は、公募設置等計画の有効期間（令和 8 年 1 月 1 日から令和 27 年 12 月末まで（予定））とする。

(2) 業務の基本的な考え方

ア 認定計画提出者（応募（申請）グループで応募（申請）する場合は代表法人）は、事業全体の履行状況を常に把握し、事業全体としてサービスの質が継続的に維持、向上するよう努め、必要な対応を適宜行うこと。

イ 応募（申請）グループで応募（申請）する場合、代表法人は、構成法人等との役割及び責任の所在を明確にする業務実施体制を構築すること。

ウ 各業務における対応窓口を明確にした上で、本市とのコミュニケーションを密にし、問題発生時においては迅速かつ適切な対応を行うこと。

(3) 構成法人等の再選定

構成法人等の変更は、原則として認めないものとする。ただし、業務を開始した後において、公募設置等指針及び要求水準書を満たしていない又は満たさないおそれが生じると判断される構成法人等があることが判明した場合、代表法人は、当該構成法人等に対し、速やかにこれらを満たせるよう必要な措置を講じること。この場合において、当該構成法人等の再選定が必要な場合には、事前に本市の承諾を得た上で、再選定を行うとともに、事業の継続に支障を来さないよう留意すること。

(4) その他必要な業務

その他統括管理を行う上で必要な業務を適切に行い、効果的な業務の履行に努めること。

2 本事業の理念、実施方針の策定

認定計画提出者は、平和大通りの意味合い・機能を含む本事業の目的などを十分に踏まえた上で、本事業の理念及び実施方針を策定（応募（申請）グループで応募（申請）する場合の代表法人は、構成法人等と共有）し、本市の確認を受けること。

3 統括管理責任者の配置等

(1) 統括管理責任者の配置

- ア 認定計画提出者は、統括管理業務を確実かつ円滑に実施するため、統括管理責任者を業務期間にわたり配置すること。なお、統括管理責任者が Park-PFI 事業及び指定管理業務の責任者を兼務することについては、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて認めるものとする。
- イ 応募(申請)グループで応募(申請)する場合、統括管理責任者は代表法人から選出すること。
- ウ 統括管理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (ア) 本事業が、仕様発注ではなく性能発注に基づくサービスの提供であることを十分に理解し、必要に応じて他の従事者にその理解を徹底させることができる者
 - (イ) 本市、統括管理責任者、公募対象公園施設の設計及び施工責任者、特定公園施設の設計責任者、特定公園施設等の施工責任者、特定公園施設の工事監理責任者、特定公園施設の施工監理責任者を含めた定例会議（月 1 回）
（以下、「月 1 回定例会議」という。）、統括管理責任者、公募対象公園施設の設計及び施工責任者、特定公園施設の設計責任者、特定公園施設等の施工責任者、特定公園施設等の施工担当者、特定公園施設の工事監理責任者及び特定公園施設の施工監理責任者と実施する現場定例会議（月 2 回程度）（以下、「現場定例会議」という。）及び本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
 - (ウ) 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(2) 統括管理責任者の業務

- ア 統括管理責任者は、本事業全体を一元的に管理すること。
- イ 統括管理責任者は、各設計・整備、管理・運営業務の業務責任者が開催する会議などに出席し、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。
- ウ 統括管理責任者は、各設計・整備、管理・運営業務の業務責任者を選任し、業務責任者届を本市に提出すること。なお、業務責任者を変更する場合、速やかに変更後の業務責任者を本市に届け出ること。

(3) 統括管理責任者の変更

- ア 認定計画提出者は、業務期間における統括管理業務の質を確保するため、統括管理責任者の変更を可能な限り避けるよう努めること。
- イ やむを得ず変更する理由がある場合には、本市と事前に変更に関する協議を行い、本市の承諾を得た上で、当該業務の質を維持できる十分な引継ぎを行うこと。

4 「年度マネジメント計画書」及び「年度マネジメント報告書」の提出

(1) 年度マネジメント計画書

統括管理責任者は、毎年度（1年度は4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）、統括管理業務開始の30日前までに、指定管理業務及び公募対象公園施設の管理・運営業務の内容を示した「年度マネジメント計画書」を提出し、当該業務の開始前に本市の承諾を得ること。なお、内容を変更する場合は、事前に本市に届け出て、承諾を得ること。

(2) 年度マネジメント報告書

統括管理責任者は、公募対象公園施設の管理・運営業務の実施状況や指定管理業務の自己評価、本市からの指摘などを踏まえて、「年度マネジメント報告書」を作成し、各年度の業務終了後、翌年度の4月末までに本市に提出すること。報告事項の詳細については、本市と認定計画提出者との協議により決定する。

5 総務・経理業務

(1) 予算及び決算業務

- ア 統括管理責任者は、本事業における予算作成、執行、管理及び決算を行うこと。
- イ 統括管理責任者は、本市の事前承認を得た予算を適正に執行し、本市の求めに応じて速やかに経費の執行状況等を報告できるよう管理し、決算管理を行うこと。

(2) 書類等の管理及び記録の作成業務

- ア 受領、作成した書類等の整理、管理を行うこと。また、管理規則などを作成し、破損や紛失のないよう適切に管理を行うこと。
- イ 実施した業務について、適宜、文書や写真等で記録を作成し、整理すること。
- ウ 本市の求めに応じて速やかに提出できるよう管理すること。
- エ 事業期間終了時に、適正かつ速やかに引き継げるよう管理すること。

第4 Park-PFI事業に関する要求水準

1 総則

(1) バリアフリーへの対応及びユニバーサルデザインへの配慮

ア 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を遵守するとともに、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」、「広島県福祉のまちづくり条例」、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」などに定める基準に従うこと。公募対象公園施設についても、同要綱に定める基準を満たすこと。

イ 乳幼児連れの家族や障害者を含む多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 樹木への配慮

ア 通り全体を緑豊かな空間として維持するため、既存の樹木を保全すること。

イ にぎわい創出により植栽基盤土壤への踏圧が増えることから、樹木の樹勢回復と健全な育成を図るため、原則、全ての高木について「つぼ肥」等の植栽基盤改良を行うとともに、樹林下の土壤表面へのバーク堆肥等の敷き均しなどを行う。

ウ 舗装やウッドデッキについては、路盤や基礎等が樹木の根系を傷めないようできるだけ留意した配置や構造を検討すること。

エ 暗がりの解消や見通しを確保するため、高木のせん定や視界を遮る中低木類の撤去等を行うこと。

オ 施設整備に伴い、やむを得ず樹木に影響を与える場合は、樹根等へ適切な処置を行うこと。また、樹木の状況（別添資料5参照）から、やむを得ず移植等が必要になると想定される場合は、樹木医への確認をした後、本市と協議を行うこと。なお、関係者等の合意が得られない場合など、移植等ができないこともあります。

カ 明るい樹林下では、葉の色が美しく日陰でも育つ植物を中心とした花壇を設置すること。

キ 施設整備に伴い発生した剪定枝等は再生利用するものとする。なお、発生する剪定枝の全てを再生利用する必要はない。また、本市は平和大通りに植栽されている樹木の剪定等に伴い発生する枝等を再生利用する取組を進めている（自転車道整備によるものも含む）。施設整備や運営に当たり、積極的に再生利用に努めること。

(3) 景観への配慮

ア 公募設置等指針の記載のとおり、本市景観計画等の定めに従うこと。

イ 施工中に設置する仮囲いなどについても景観へ配慮すること。

ウ 既存施設との取り合い部分については、視覚的に違和感のない素材の選定に努めること。

(4) 環境への配慮

ア 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減

(ア) 適正使用、適正処理に関する性能

- ① 「建設副産物適正処理推進要綱」及び「建設リサイクル推進計画2020」に基づき、適正使用、適正処理に配慮すること。
- ② 木材を始め資材の調達に当たっては、輸送に係るエネルギー消費による排出抑制に努めること。

(イ) エコマテリアルに関する性能

- ① 環境負荷低減に配慮した材料を積極的に採用すること。
- ② 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を積極的に使用すること。
- ③ 部分的な更新が容易となるように汎用性の高い規格化された材料などを使用すること。

(ウ) 省エネルギー、省資源に関する性能

電気・設備機器などについては省エネルギータイプを使用するとともに、建築設備への負荷を抑制できる仕上げ材を使用すること。

(エ) その他の取組

上記の取組以外にも、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減に努めること。

イ 周辺環境の保全

(ア) 雨水流出抑制

広島市雨水流出抑制に関する指導要綱及び指導要領に従い、雨水流出抑制施設を設置すること。

(イ) 騒音・振動

近隣の生活環境等を踏まえ、イベント開催時の周囲への音伝搬、振動伝搬について検討し、周辺環境への影響を低減する計画とすること。

(5) 既存イベント開催への配慮

事業区域を含む平和大通りでは、「ひろしまフラワーフェスティバル」や「ひろしまドリミネーション」など長年開催されているイベント（以下「既存イベント」という。）があり、これらが継続して開催出来るよう、以下の点に配慮すること。

ア 既存イベントにおいて設置するステージやオブジェ等のうち主要なものを設置するための区域（別添資料5参照）については、それらの設置に支障となる公園施設を整備しないこと。

イ 公園施設設置後も既存イベントが継続して開催できるよう、主催者等と実施設計段階から公園施設の配置について調整を行うこと。

ウ 公園施設工事期間中においても、既存イベントの継続開催の可能性に備え、主催者等と工期および工事範囲の設定についてできる限り調整を行うこと。

(6) 災害等の緊急時の配慮

避難安全検証を行い、緊急時に来訪者が事業区域周辺の避難場所に安全に避難できることを確認するよう努めること。

(7) 開発行為の許可

本事業は、都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可については、同法施行令第21条第3号「都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物」に該当するため、不要である。

(8) 建築審査会の合意・許可

本事業は、道路内に建築物を整備するものであり、建築基準法第44条第1項に基づき、建築審査会の合意を得た上で特定行政庁の許可を受ける必要がある。

(9) 占用の許可

本事業は、道路と都市公園の効用を兼ねる区域に工作物等を整備するものであるが、事業区域内の作業については、原則、都市公園法第6条第1項に基づき、公園管理者の許可を受けるものとする。ただし、事業区域を越えた作業を行うなど、場合により、道路法第32条第1項に基づき、道路管理者の許可を受ける必要がある。

(10) 道路の使用の許可

本事業は、道路区域に工作物等を整備するものであり、道路交通法第77条第1項に基づき、交通管理者の許可を受ける必要がある。

2 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務

(1) 共通事項

- ア 認定計画提出者は、本市の指示に従って業務に必要な調査を行い、関係法令に基づき業務を処理すること。
- イ 認定計画提出者は、業務の詳細について本市と連絡を取り、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- ウ 認定計画提出者は、適宜、本市から状況の確認を受けるとともに、指摘された内容について、適宜、設計・整備及び管理・運営内容に反映すること。
- エ 認定計画提出者は、本市による状況の確認に積極的に協力すること。

(2) 公募対象公園施設の設計・整備業務

ア 本市への報告等

- (ア) 設計業務の進捗管理は、認定計画提出者の責任において実施し、本市へ報告すること。
- (イ) 本市は、認定計画提出者に設計の検討内容について、いつでも確認できるものとする。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する責任者及び担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。

(ア) 公募対象公園施設の設計及び施工責任者の配置

公募対象公園施設の設計及び施工責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を配置すること。

- ① 公募対象公園施設の設計・整備業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- ② 月 1 回定例会議、現場定例会議及び本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ③ 現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- ④ 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(イ) 公募対象公園施設の設計及び施工担当者の配置

公募対象公園施設の設計及び施工担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者を選出すること。

ウ 設計及び施工内容

- (ア) 公募対象公園施設の設計・整備業務は、公募設置等指針に示した要件を満たすほか、Park-PFI 事業に関する基本協定、本要求水準書に基づいて実施すること。
- (イ) 明らかに対象外となる事項を除き、本要求水準書「第 4 Park-PFI 事業に関する要求水準 3 特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務」に示す内容も満たすこと。
- (ウ) 原則として、水道・下水施設の上部には建築物を整備できないこととする。ただし、管理者の合意が得られる場合はこの限りではない。
- (エ) 原則として、建物は特定公園施設と別棟とし、事業終了後に解体、撤去が可能なものとすること。

- (オ) 授乳室を整備するなど、子育て世代に配慮すること。
- (カ) 公募対象公園施設は、認定計画提出者の民設民営により実施することから、施設に必要なインフラ（電気、ガス、水道等）は、原則として、特定公園施設とは独立して設けること。特定公園施設のインフラから接続する場合には、子メーター等を設置し、公募対象公園施設における使用量を個別に把握できるようにすること。なお、インフラ設備のうち、地下に設けるもの（配管等）については、使用料の全額を免除する。
- (キ) 公募対象公園施設と一体的に占用できる屋外部分の整備場所は、交流広場としての利用に支障とならないよう配慮すること。
- (ク) 公募対象公園施設内のトイレについて、1箇所以上、日中の時間帯（詳細な時間については本市との協議を要する。）において公募対象公園施設の利用を目的としない一般の利用者による利用を可能とするよう努めること。なお、この場合、当該機能を有するトイレの面積に限り、設置に係る使用料を免除できる。
- (ケ) 屋上について、屋外テラスを設け商業利用するなど、人が出入りできる構造とする場合は、必要な安全対策を講ずること。

エ 公募対象公園施設の撤去（原状回復）

- (ア) 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可期間の終了日までに、自らの責任及び費用負担により、公募対象公園施設を撤去し更地にした上で、本市に返還すること。ただし、本市が事前に同意した場合は、この限りではない。
- (イ) 認定計画提出者は、公募対象公園施設の撤去に当たり、事前に原状回復計画書を作成し、本市の承認を受けること。
- (ウ) 公募対象公園施設の撤去（原状回復）に当たっては、設置許可期間の終了日の概ね2年前から、本市との協議を開始すること。

(3) 公募対象公園施設の管理・運営業務

- ア 年間を通じ、円滑な管理・運営業務の遂行が可能な実施体制を構築し、業務開始前に本市に報告すること。なお、地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した実施体制とすること。
- イ 公募対象公園施設の営業時間については、原則、午前7時から午後10時までの範囲とする。ただし、既存イベント開催期間中における営業時間の変更は提案可能とする。営業時間の変更については、原則、本市及び既存イベント主催者等との調整により認定計画提出者が決定することとするが、深夜営業など周辺住民に影響を与えると判断した場合は、本市から指導を行う場合がある。
- ウ 持続可能な事業計画とすること。

- エ 公募対象公園施設に関する収支等の運営状況について、定期的に本市に報告すること。また、本市が求めた場合は、速やかに報告すること。
- オ 店舗等の入れ替えを行う場合は、認定計画と著しく相違のない店舗等の誘致に努めること。
- カ 認定計画提出者は、各施設を適切に管理・運営するため日常的に点検を行い、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- キ 認定計画提出者は、施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に利用できるよう管理・運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
- ク 公募対象公園施設は、認定計画提出者の自己負担により、必要な修繕・更新を計画的に実施すること。
- ケ 営業時の騒音、振動等については、周辺環境に配慮すること。
- コ 安全・衛生・秩序等の確保を行い、公園内や周辺道路において通行の支障となならないよう対策を行うこと。
 - (支障例)
 - ・ 販売又は配布した物の園路・広場や歩道等への投げ捨て
 - ・ 施設利用者の待ち列による園路、道路区域等へのはみ出し
 - ・ 施設利用者や従業員が使用する自転車の園路や周辺歩道への放置

3 特定公園施設等の設計・整備及び工事監理業務

(1) 共通事項

- ア 認定計画提出者は、各業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- イ 認定計画提出者は、各業務の実施に必要な各種許認可等の手続きについて、関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- ウ 認定計画提出者は、各業務に必要な調査を行い、関係法令等に基づいて、業務を処理すること。
- エ 認定計画提出者は、業務の詳細について本市と連絡を取り、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- オ 認定計画提出者は、適宜、本市から状況の確認を受けるとともに、指摘された内容について、適宜、設計内容に反映すること。
- カ 認定計画提出者は、本市による状況の確認に積極的に協力すること。
- キ 本市が議会や市民等に向けて本事業に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請、会計検査の受検を行う場合など、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて協力すること。

(2) 特定公園施設等に求める整備の水準

特定公園施設等として整備を求める各施設の機能や規模などについて、公募設置等指針に定めるほか、本書及び以下に示す整備の水準を満たすこと。ただし、民間事業者の創意工夫により整備の水準等と同等以上の内容と本市が判

断できる場合はこの限りではない。なお、特にバリアフリーへの対応及びユニバーサルデザインへの配慮には意を用いること。

ア 交流広場等の施設

施設名	整備の水準
交流広場	<ul style="list-style-type: none">・交流広場は、新たにぎわいを生み出す中心となる広場とし、多様な人々がイベント等を通じ交流できるようイベント用のインフラ設備も備えたものとする。・くつろぎの場として、居心地の良いまちなかリビングを提供するものとする。・ひろしまフラワーフェスティバルやひろしまドリミネーション等の既存イベントが継続して開催できるよう、広場内のテーブルやベンチは基本的に可動式のものとする。・滞留を促進するため、舗装材等の仕上げとする場合は、反射熱の低減を考慮するとともに、本市の気候やその他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、耐久性が確保されたものとし、表層は粉塵の出ないものとすること。・水溜りができる水勾配を確保するとともに、広場内の雨水を速やかに排水できるよう、暗渠排水管を設置するほか、外周部に側溝や雨水枡を設置するなど、適切な対策を講ずること。・事業区域全体の排水系統との関連に留意し、広場の利用目的に適した排水施設を検討すること。・供用開始後の維持管理コストの低減に十分に配慮すること。・イベント等の開催時以外も、市民活動などの日常的な利用が促進される空間とすること。・夜間の防犯・安全性を考慮した照明の照度を確保すること。 (各交流広場の主な整備内容)・平和を感じ学ぶ催しや芸術の催しなどの場として活用するとともに、日常時は休憩場所を提供するものとする。・子供が遊べるよう配慮するほか、魅力ある夜景の演出を行うよう努めること。なお、水景施設を整備する場合は衛生面での安全性を確保すること。・公園内の土砂流出を防ぐよう、芝生の張り替え等の基盤整備を行うとともに、市民はもとより観光客がくつろげるよう、公募対象公園施設と相互に魅力を高める整備（ウッドデッキ、可動式テーブル・イス、花壇等）を行うこと。・舗装は、管理車両の通行やイベント等開催時の搬入車両等の通行に対応した十分な強度を確保すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none">・おもてなし機能の向上を図るため、沿道地域の街区公園等へのトイレの配置状況（別添資料 6 参照）を考慮しながら、公衆用として 1 箇所以上設置すること。・トイレは、平和大通りとしての統一感を意識して景観に配慮したものとし、多様な利用者に配慮し、利用者にとって分かりやすく、使いやすい場所に設置すること。

施設名	整備の水準
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間も安心して散策できるよう、園路や広場等の照明施設を充実すること。 ・本市における公園照明の基準照度は、通常3ルクスで整備していることから、園路や広場等の夜間利用が想定されるエリア内において、基準照度である3ルクス（人の行動を視認できる照度。4m先の人の挙動、姿勢などが識別できる程度以上の照度）を確保できるよう、効率的な配置計画を検討し、照明施設を整備すること。 ・照明施設は、夜間の通行及び防犯のため、周辺環境等との調和を考慮し、デザイン性や機能性、省エネルギー性（自動点滅及びタイマー制御）に配慮して整備すること。 ・光源は、長寿命、省エネ、演色性に優れるLEDとし、光色は安心感や温かみを感じやすい電球色（3000K程度）とすること。 ・原爆ドームから灯台の径、平和大橋を経由して平和大通りまで連なる光の演出を意識し、フットライト等の連続する足元照明を設置するなど、ヒューマンスケールの照明施設を設置し、効果的な演出を行うこと。 ・石燈籠や愛宕池、樹木等をより印象的なものとするため、対象物に配慮した上で、効果的なライトアップを行うよう努めること。
雨水排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現況の流域区分に準拠した排水計画とすること。 ・地形に傾斜があるブロック（特に橋詰に近いブロック）は、降雨時に側道等に土壌が流出しないよう対策を検討すること。
給水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場や花壇の維持管理を目的とした散水栓を設置するブロックや、トイレ等の給水を必要とする施設を整備するブロックは、給水管を引き込み、給水設備を整備すること。
屋根（提案がある場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根を計画する際は、地下埋設物を損傷しないよう、事前に管理者と協議した上で、地下埋設物を探査し位置を把握すること。 ・耐震・耐風対策を講じるとともに、耐久性が高く、管理が容易なものとすること。 ・屋根の材質については、近隣への日射による反射光の低減に配慮した計画とすること。 ・屋根の仕上げや色彩は、周辺の環境と調和した計画とすること。 ・夜間の屋根下空間の防犯・安全性に配慮した対策を講じること。

イ 植栽

- (ア) 「広島市植栽工事仕様書」を遵守すること。
- (イ) 利用者にとって、快適で見通しの良い、見た目に楽しい、歩きたくなるような植栽・造園計画とすること。
- (ウ) 周辺環境と調和した植栽・造園計画とすること。
- (エ) 「広島市緑の基本計画」を考慮した計画とすること。
- (オ) 「平和大通り樹木管理指針」(別添資料24)等を考慮した計画とすること。
- (カ) 適宜、樹木医のアドバイスを受けること。

ウ 園路

- (ア) 慰霊碑や記念碑等を多くの人々に訪れてもらい、知ってもらえるよう、それらをつなぎながら、通り全体をつなぐ園路を整備する。
 - (イ) 園路は、既存の線形をベースとして、通り全体の連続性や統一感、樹木の根上がり等も考慮しながら、スムーズで滑らかな線形とする。
 - (ウ) 凹凸や歩道との段差の解消、縁石（玉石）の撤去など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に配慮し、誰もが通行しやすいものとする。
 - (エ) 現在の生活動線（人の通行により裸地化している道）も考慮し、園路として整備するものとする。
 - (オ) 園路の幅員は、「都市公園技術標準解説書（令和元年度版）」を参考に、原則、2人歩き（すれ違い）が可能な現状と同様の2mとする。
 - (カ) 園路の勾配は、「都市公園移動等円滑化ガイドライン（改訂第2版）（令和4年3月）」に基づき、縦断勾配の標準値である5%以下とすることを基本とする。横断勾配は規定値どおり1%以下とする。
 - (キ) 夜間の防犯・安全性を考慮し、フットライト等については、夜間でも安心して散策できる照明の照度を確保すること。
 - (ク) 雨天時でも滑りにくい仕上げとすること。
 - (ケ) 舗装材等の仕上げとする場合は、反射熱の低減を考慮するとともに、本市の気候やその他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、耐久性が確保されたものとし、表層は粉塵の出ないものとすること。
- (慰霊碑等の景観整備)
- (コ) 慰霊碑等の周辺の景観整備（整地や舗装整備、樹木のせん定、中低木類の移植等）を行う。
- (花壇やベンチ等の設置)
- (シ) 散策のアクセントとして、園路に沿って、花壇やベンチ等を設置する。
 - (タ) 明るい樹林下では、葉の色が美しく日陰でも育つ植物を中心とした質の高い花壇（シェードガーデン）を設置する。
 - (ヌ) 花壇を設置する区画には散水栓を設置する。
 - (セ) 利用者が快適にくつろげるよう、園路に沿って、デザイン性の優れたベンチを設置する。なお、サイドテーブル付のベンチも含めて検討し、市民や観光客等が平和大通りの緑豊かな空間での食事（テイクアウトメニューや弁当）等を楽しめるようにする。
 - (ヨ) ベンチは、単なる休憩にとどまらず、視点場を提供するものとする。
 - (タ) ベンチは、原則として容易に動かせない構造とするとともに、デザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に配慮する

- (チ) バス停付近においては、公園利用者とバス利用者の双方が利用できる休憩施設を設置し、待合環境の向上を図る。

(3) 特定公園施設の設計業務

ア 業務期間

設計業務の期間は、公募設置等指針を参考に認定計画提出者が計画すること。具体的な設計期間については、認定計画提出者の提案に基づき、Park-PFI事業に関する基本協定に定めることとする。また、設計の工程について本市と協議を行うこと。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する責任者及び担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。

(ア) 特定公園施設の設計責任者の配置

特定公園施設の設計責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- ① 特定公園施設の設計業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- ② 月 1 回定例会議、現場定例会議及び本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ③ 各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(イ) 特定公園施設の設計担当者の配置

- ① 特定公園施設の設計担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- ② 照査担当者を別途配置すること。なお、照査担当者は一級建築士等の関連資格を有する者が望ましい。

ウ 設計に係る留意事項

(ア) 事前調査

事業区域や周辺状況を熟知することを目的とする各種調査を必要に応じて実施すること。

(イ) 各種申請

設計者は、事業スケジュールに支障がないよう、確認申請や構造計算適合性判定等の工事に伴う各種申請の手続きを実施すること。

(イ) 留意事項

- ① 特定公園施設の設計業務は、公募設置等指針に示した要件を満たすほか、Park-PFI に関する基本協定、本要求水準書に基づいて実施すること。
- ② 特定公園施設の設計責任者は、設計業務着手時に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表など）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を提出して本市の承諾を得ること。なお、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、本市に変更設計業務計画書を提出し承諾を得ること。
- ③ 設計者は、自らの責任において設計業務の進捗管理を行い、その進捗状況について、定期的に本市に報告すること。
- ④ 設計者は、特定公園施設の整備予定地における上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等について、設計に必要な範囲で調査するとともに、必要に応じて関係機関との打合せを行い、本市に報告すること。
- ⑤ 特定公園施設の設計責任者は、設計完了時に設計図書等を本市へ提出し、承諾を得ること。
- ⑥ 設計者は、特定公園施設に関する整備・譲渡契約の締結から引渡しまで、提案内容を遵守し、契約時の参考内訳書に記載された単価を準用すること。なお、要求水準に変更があった場合はこの限りではない。

エ その他必要な関連業務

上記業務のほか、必要な関連業務がある場合は適宜行うこと。なお、本市による既往調査の結果がある事項についても、認定計画提出者が追加調査を必要と判断する場合は、認定計画提出者の負担において行うこと。

(4) 特定公園施設等の整備業務

ア 業務期間

- (ア) 令和9年1月1日までに供用開始できるように業務期間を設定すること。
- (イ) 準備工事等の着手に当たっては、工事等の内容を事前に本市に確認すること。
- (ウ) 具体的な施工期間については、協議の上で Park-PFI 事業に関する基本協定に定めることとする。
- (エ) 認定計画提出者が、認定計画提出者の責任に帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め、

本市と認定計画提出者が協議した上で、本市が対応を決定することとする。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する特定公園施設等の施工責任者及び施工担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。

(ア) 特定公園施設等の施工責任者の配置

特定公園施設等の施工責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- ① 特定公園施設等の施工業務を一元的に管理し、取りまとめることができるもの
- ② 月 1 回定期会議、現場定期会議及び本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ③ 現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- ④ 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者
- ⑤ 特定公園施設の整備業務全体を総合的に把握し調整を行えるもの

(イ) 特定公園施設等の施工担当者の配置

施工担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

ウ 施工に係る留意事項

(ア) 準備調査

① 地盤調査

施工者は、必要に応じて事業区域内の地盤調査を実施し、報告書（基準点、ボーリング、サンプリング及び土質調査、サウンディング、室内土質試験、総合考察等）を作成の上、本市に提出すること。

② 敷地測量

施工者は、関係者の立会の下、敷地測量（境界確定、敷地求積図作成、真北測量、高低測量等）を行うこと。

③ その他

特定公園施設の施工責任者は、設計及び施工に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、本市に提出すること。

現地作業を伴う調査を実施する際は、特定公園施設の工事監理責任者又は施工監理責任者若しくは工事監理担当者を適切に配置すること。

(イ) 近隣調整

- ① 着工に先立ち、近隣の商店主や住民に工事内容を周知し理解を得るよう努めること。
- ② 着工に先立ち、必要な調査を十分に行い、騒音、振動等の近隣の生活環境に与える影響を考慮し、状況に合わせ近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ③ 工事中は周辺からの苦情などが発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情などが発生した場合には、本市に報告するとともに特定公園施設の施工責任者又は施工担当者を窓口として、適切に対応すること。
- ④ 隣接する建物、道路及び公共施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万一、工事中に汚損、破損させた場合には、本市に報告するとともに認定計画提出者の負担において補修等を行うこと。
- ⑤ 工事により周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、認定計画提出者の責任において対応すること。
- ⑥ 敷地境界については、隣接地権者の立会いの下、十分な確認を行い、引き照点を取って復元すること。
- ⑦ 近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告すること。

(ウ) 施工計画書の提出

特定公園施設の施工責任者は、着工前に施工計画書を作成し、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者の承認を得た上で、本市に提出すること。

(エ) 施工中の留意事項

① 工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に本市に提出すること。また、必要に応じ交通管理者に情報提供すること。

- ・ 全体実施工程表
- ・ 月間工程表
- ・ 週間工程表
- ・ 工種別工程表
- ・ 生産計画工程表

② 各種図面の作成

施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

③ 仮設計画図の作成

施工者は、全体の仮設計画図（仮囲い等）及び工種ごと（掘削時、荷揚げ時など）の仮設計画図を作成すること。

④ 工事状況の説明・報告

- 施工者は、工事状況を本市に毎月報告するほか、必要に応じ工事の事前説明及び事後報告を行うこと。
- 本市は、いつでも工事現場における施工状況や工事の進捗状況の確認を行うことができるものとする。

⑤ 工事により発生する廃材、廃棄物、建設発生土等の処理

- 施工者は、工事から発生した廃棄物等について、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- 施工者は、工事により発生する廃材等については、積極的に再利用できることにする。

⑥ 資機材の先行発注

施工者は、工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する 7 日前までに本市に提出し確認を受けること。

⑦ 作業日・作業時間の遵守

工事の作業日・作業時間については、下記の考え方を目安とするが、工事着手前に、本市や交通管理者、近隣等に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。

- 作業時間は、概ね午前 8 時から午後 6 時までを基本とする。
- 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に近隣に周知、連絡するなど、十分配慮して行うこと。
- 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）及び 8 月 6 日は休日とする。やむを得ず作業を行う場合は、休日作業承諾願いを本市に提出し、承諾を得ること。なお、休日作業に当たつては、本市と協議の上、極力音の出る作業を行わないこととし、近隣へ事前に周知、連絡するなど十分配慮すること。
- 本事業に係る「広島市週休 2 日工事試行要領」の取扱いについては、制度の趣旨を踏まえ、可能な限り取り組むこと。

⑧ 工事車両の通行に係る安全管理

- 工事車両計画は、工事の各段階において、近隣地域等の安全を十分確保した計画とし、事前に本市や交通管理者との協議・調整を行うこと。
- 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事

前に交通管理者、道路管理者等との打合せを行い、運行速度や適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など十分に配慮すること。

- ・交通管理者との調整の上、交通誘導員は工事用車両出入口ごとに少なくとも1名配置すること。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1名以上追加配置し、安全管理を徹底すること。
- ・工事車両は事業区域内に駐車すること。ただし、事業区域内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保すること。

⑨ 工事現場の管理等

- ・現場事務所を設置し、作業時間中は現場職員を1名以上常駐させるとともに、作業期間中はいつでも連絡が取れる状態にすること。
- ・建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車をしないようにすること。
- ・周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- ・夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこと。

⑩ 工事用電力等

- ・工事用電力は原則として認定計画提出者が電力会社と個別に契約し、外部から引込むこと。ただし、それにより難い場合は本市と協議すること。
- ・工事用通信回線は認定計画提出者が通信業者と個別に契約し、外部から引込むこと。ただし、それにより難い場合は本市と協議すること。
- ・工事用給排水は原則として認定計画提出者が水道局等と個別に契約し、外部から引込むこと。ただし、それにより難い場合は本市と協議すること。

⑪ 施行中の安全管理

- ・施工中は、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、同指針等に従うだけでなく、第三者災害の防止対策を事前に十分検討の上、実施すること。
- ・第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入場者教育、現場安全パトロールの実施などを徹底し、工事によるトラブルや事故が起きないように努めること。
- ・火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じること。

- ・シンナー等の薬品の管理については、工事現場、倉庫などの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盜難防止措置を講じること。
- ・工事現場の安全管理において、電気、ガス、給排水、その他危険箇所等の巡視を定期的に実施し、本市に報告すること。

工 備品等の設置

各種什器備品等（特定附帯設備を含む。）の製作及び設置は、工事に合わせて行うこと。認定計画提出者は、購入予定の備品等（取得価格が1点5万円以上の物品に限る。）のリストを作成し、事前に本市の承認を得ること。

オ 施工完了後

(ア) 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者による完了検査

- ① 機器や器具、備品などの試運転や検査を実施すること。
- ② 完了検査及び、機器や器具、備品などの試運転、検査については、それらの実施日の14日前に、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者並びに本市に書面で通知すること。
- ③ 本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者が実施する完了検査及び、機器などの試運転等に立ち会うことができるものとする。
- ④ 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者並びに本市に対し、完了検査済証、機器などの試運転等の結果の検査済証、その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(イ) 本市による完成確認

本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者による完了検査、試運転等の終了後、施設について、以下の方法により完成確認を実施するものとする。

- ① 本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者の立会いの下で完成確認を実施するものとする。
- ② 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、機器、器具、備品等（特定附帯設備を含む。）の取扱いに関する本市への説明を実施すること。
- ③ 本市は、公募設置等指針、本要求水準書及び認定計画提出者の提案内容を逸脱していないことを確認し、合格であると判定すれば、完成確認通知書を発行する。
- ④ 認定計画提出者は、この完成確認通知書を受領した後、完了図書とともに特定公園施設を本市に引渡すこと。完了図書は、設計図書等一覧（別添資料20）に定めるとおりとする。

(イ) 再検査

特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、本市による完成確認の結果が不合格となった場合は、本市の指示に従って是正、手直し等を行い、再度確認を受けること。

(エ) 施工業務完了手続き

特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、本市による完成確認後、遅滞なく建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証、引継書を本市に提出するとともに、必要となる諸手続を完了すること。また、認定計画提出者は、業務完了後速やかにコリンズ登録を行うこと。

(5) 特定公園施設の工事監理業務

ア 業務期間

令和9年1月1日までに供用開始できるように業務期間を設定すること。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する責任者及び担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。工事監理責任者と施工監理責任者の兼務を認めるが、特定公園施設の工事監理業務については、整備業務を行う者以外が行うものとする。

(ア) 特定公園施設の工事監理責任者の配置

特定公園施設の工事監理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を配置すること。

- ① 特定公園施設の建築工事の工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- ② 月1回定例会議、現場定例会議及び本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席し、かつ、会議の運営ができる者
- ③ 現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- ④ 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(イ) 特定公園施設の施工監理責任者の配置

特定公園施設の施工監理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- ① 特定公園施設の土木工事の施工監理業務を一元的に管理し、取りまと

めることができる者

② 「(ア)特定公園施設の工事監理責任者の配置」②から④を満たす者

(ウ) 特定公園施設の工事監理担当者及び施工監理担当者の配置

必要に応じて、工事監理責任者及び施工監理責任者を補佐する工事監理担当者及び施工監理担当者を配置すること。特定公園施設の工事監理担当者及び施工監理担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

(エ) 定例会議の運営業務

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、月 1 回定例会議を開催・運営すること。また、現場定例会議を開催・運営し、その結果を定例会議議事録に取りまとめること。

ウ 工事監理に係る留意事項

(ア) 業務計画書の提出

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事監理業務着手時に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法（出来高表など）などの必要事項を記載した工事監理業務計画書を提出して本市の承諾を得ること。なお、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、本市と協議すること。

(イ) 設計図書の内容の把握

① 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、本市に報告し、特定公園施設の設計責任者に確認すること。

② 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて本市及び設計責任者に確認の上、回答を特定公園施設の施工責任者等に通知すること。

(ウ) 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

① 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の定めにより、特定公園施設の施工責任者等が作成し、提出する施工図（現

寸図・工作図など)、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているか検討し、本市に報告すること。また、施工図の検討をより効率的に行うために、特定公園施設の施工責任者が作成する総合図についても検討すること。

- ② 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の定めにより、特定公園施設の施工責任者等が提案又は提出する工事材料、設備機器(当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。)、それらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、本市に報告すること。

(イ) 施工と設計図書との照合及び確認

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、本市に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者並びに建設業法による監理技術者として必要な法手続等を行うこと。

(オ) 設計図書の内容に適合していることが確認できない場合の措置

- ① 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることが確認できない場合、直ちに特定公園施設の施工責任者等に対してその旨を指摘するとともに、特定公園施設の施工責任者等に対し補修を求めるべき事項等を検討し、本市に報告すること。なお、特定公園施設の施工責任者等の行う施工が設計図書の内容に適合していない場合は、特定公園施設の施工責任者等に対し直ちに補修を指示し、その旨を本市に報告すること。
- ② 特定公園施設の施工責任者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を本市に報告すること。なお、設計図書のとおりに補修できない場合には、特定公園施設の施工責任者等があらかじめ書面で報告し、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者はそれに係る必要な事項を検討し、本市及び特定公園施設の施工責任者等と協議すること。

(カ) 工事監理状況の報告

- ① 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、本市に提出し確認を受けること。
- ② 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の5日(ただし、連続した休日等の場合は翌日

とする。) までに、監理月報により本市に報告すること。

- ③ 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等が提出する工事履行報告書の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を本市に報告すること。
- ④ 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、業務完了の通知を行うまでに、業務完了報告書及びその他書類等（工事監理報告書）を本市に提出すること。

(イ) 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。なお、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認すること。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ① 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行う。
- ② 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行う。
- ③ 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、本市に報告する。
- ④ 検査について、「第1 総則 3 遵守すべき法令等」(1頁) を参考に、建築工事は建築に関する仕様書、土木工事については土木に関する仕様書に基づき実施すること。

(カ) 監理に係るその他業務

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、完成図等が現場と整合していることを確認すること。必要に応じて、整備業務における完成図作成の指導を行うこと。

第5 指定管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的事項

認定計画提出者は、特定公園施設等を整備した後、「平和大通り公園交流区域」の指定管理者として、公募設置等指針、指定管理業務に関する基本協定及び年度協定（事業計画書を含む）、本要求水準書に基づき管理・運営を行うこと。

年度協定の一部である事業計画書は、総括管理業務における年度マネジメント計画書とともに、毎年度、指定管理業務開始の30日前までに提出し、当該業務の開始前に本市の承諾を得ること。

次の各項目に留意して円滑に実施すること。なお、本市は公園管理者として、必要に応じて指定管理者（認定計画提出者）に対して指示等を行う。

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）や広島市公園条例（昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 18 号）及び同条例施行規則（昭和 39 年 4 月 1 日 規則第 22 号）などの内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- イ 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 16 日広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- ウ 本指定管理業務に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- オ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- カ 多様なイベント等の企画・誘致、居心地の良いまちなかリビングの創出、利用者が快適に過ごすことのできる維持管理に努めること。
- キ 利用者の意見を管理・運営に反映させ、利用者満足度を高めていくこと。
- ク 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制するなど、環境に配慮した管理を行うこと。
- ケ 事業区域が道路であるため、交通管理者に必要な協議等を行うこと。
- コ 近隣の生活環境等を踏まえた適切な管理・運営を行うこと。
- サ 本市と密接に連携を図りながら管理・運営を行うこと。
- シ 指定管理者（認定計画提出者）は、本市による新たな取組、規定改正、調査、施設の現状変更などの実施に当たり、協力を要請された場合は、迅速かつ誠実に対応すること。
- ス 指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、一定期間保管し、本市の求めがあったときには閲覧に供すること。

(2) 管理・運営の基準

- ア 特段の理由がない限り、24時間365日、人の往来が可能な状態にすること。
- イ 適宜、防犯に資する管理を行うこと。
- ウ 常駐による夜間警備は求めないが、夜間などの緊急時の連絡網を整備するなど、24時間対応可能な体制とすること。また、事業区域内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、本市に対しても速やかに報告すること。

(3) 実施体制

ア 人員配置

- (ア) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理・運営を効率的に行うための業務形態に合った適正な人数の職員を配置すること。配置人員は1人を標準とする。
- (イ) 運営業務について、魅力的なイベント等の企画、誘致を行うため、企画立案力や交渉力、実務経験、幅広い人脈などを有する者を配置すること。
- (ウ) 施設管理について、豊富な実務経験を有し、適正な現金管理や会計処理などの事務処理を行うことができる者を配置すること。
- (エ) 職員の勤務体制は、施設の管理・運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにすること。
- (オ) 配置人員は、監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者とする。ただし、特定公園施設に防火対象物を含まない場合はこの限りではない。

イ 業務責任者・業務副責任者の配置及び現地への職員の常駐について

- (ア) 本業務が性能発注であることを鑑みて職員の現地への常駐は必須としないが、業務責任者は公園を適正に管理できる体制を備え、災害・事故などの緊急時には速やかに現場へ駆け付けること。また、イベント等が開催される場合など、必要に応じて職員を駐在させるなどの適切な対応を行うこと。認定計画提出者（指定管理者）は、以上の体制について本市の同意を得ること。
- (イ) 公募対象公園施設内に管理事務所を設置する場合、職員は当該事務所で業務を行うこと。
- (ウ) 業務責任者及び業務副責任者は、都市公園の管理について豊富な実務経験を有し、利用者からのクレームに対しても迅速かつ丁寧に対応し、所属職員を的確に指揮監督する能力を有する者とすること。

ウ 研修等の実施

職員の資質の向上を図るため、次の点に従った研修等を実施するとともに施設の管理・運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

- (ア) 利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。
- (イ) 職員には施設の管理に必要な法令等、接遇、合理的配慮、経理事務等の研修を実施すること。
- (ウ) 本事業で作成する「管理・運営マニュアル」を基に、緊急時対策（防犯・防災対策など）について職員を指導すること。
- (エ) 事故が発生した場合は速やかに本市に報告し、適切に対応すること。
- (オ) 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- (カ) 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

(4) 利用料金の設定等

ア 利用料金の設定

指定管理者（認定計画提出者）は、本市が定める額の範囲内で、市長の承認を得て制限行為許可に係る利用料金を設定すること。なお、当地にふさわしい利活用を促進するための利用料金の設定に努めること。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免について、減免基準を作成し、市長の承認を得ること。なお、公の団体等が公益上の目的のために公園を利用する場合等の利用料金について、原則、本市共通の減免料金を適用する。

ウ 利用料金の返還

利用料金の返還について、返還基準を作成し、市長の承認を得ること。

(5) 「管理・運営マニュアル」の作成

指定管理者（認定計画提出者）は、イベント等の誘致・計画に関する方針や行為許可手続、日常的な施設等の管理、災害等の緊急時対策などに関する「管理・運営マニュアル」を作成すること。作成に当たっては、本市の確認を受けること。

特に、イベント等の誘致、計画に関する方針の作成に当たっては、公平性の確保、本事業の目的に合ったにぎわいの創出及び本事業地の価値向上の観点から、本市と十分に協議した上で取りまとめること。

(6) 管理・運営に関連して指定管理者（認定計画提出者）が行う業務

ア 業務報告書等の提出

- (ア) 業務報告書（月ごと）の提出

指定管理者（認定計画提出者）は、毎月、業務報告書を作成し、本市に提出すること。

(イ) 年度業務報告書及び収支決算書（年度ごと）の提出

指定管理者（認定計画提出者）は、毎年度終了後速やかに年度業務報告書及び収支決算書を作成し、本市に提出すること。

イ 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者（認定計画提出者）は、利用実態を分析するための基礎データを収集するとともに、利用者のニーズを把握するためのアンケート調査等を実施すること。

ウ 自己評価の実施

指定管理者（認定計画提出者）は、利用者等からの意見や満足度などを聴取し、自己評価を行うこと。

エ 本市が実施する業務への協力

指定管理者（認定計画提出者）は、本市の求めに応じ、可能な限り本市が実施する業務に協力すること。

(7) モニタリング及び実績評価

ア モニタリングの実施

本市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

イ 実績評価の実施

本市は、指定管理者（認定計画提出者）が公募設置等計画及び事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

ウ 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者（認定計画提出者）の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者（認定計画提出者）が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

2 維持管理業務

「公園緑地等維持管理標準仕様書」（広島市都市整備局緑化推進部）、「道路・公園緑化ガイドライン」（広島市都市整備局緑化推進部）、「平和大通り樹木管理指針」（広島市都市整備局緑化推進部）等に準じて実施すること。

(1) 施設及び設備の保守管理

- ア 施設の日常的な点検を行い、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- イ 施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に利用できるよう管理・運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
- ウ 建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、本市に報告すること。
- エ 設備の性能、機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品、消耗品等の更新を行うこと。
- オ 必要な資格、知識及び豊富な経験、技能を有する者がそれぞれ保守管理を行うこと。

(2) 清掃

指定管理者（認定計画提出者）は、平和大通りの意味合い・機能に配慮した上で、良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃・随時清掃

清掃の実施頻度等については、利用者数や利用頻度などに応じて、適切に設定すること。トイレについては、一般的な大規模商業施設内のトイレと同等程度の清潔さを保つとともに、衛生消耗品類は常に補充された状態にすること。

特にイベント開催時及び開催後の清掃には意を用いること。

イ 定期清掃

日常清掃では実施しにくい施設や場所に関しては、施設の利用頻度などに応じた定期清掃を行うこと。

(3) 警備

巡回により、以下の業務を実施すること。

- ア 公園施設（樹木を含む。）の監守
- イ 火災及び盗難防止、防犯啓発
- ウ 利用者への対応（秩序保持）
- エ 危険箇所への立入防止
- オ 公園内の巡視
- カ 鍵の保管及び引渡し
- キ 不法占拠、落書き等の監視
- ク 露店等の不法出店の取締り、排除（特にイベント開催時）
- ケ 車両進入の制限（別途定める車両は除く。）、不法駐輪等への指導
- コ その他警備上、公園管理上必要な事項

(4) 施設及び設備の修繕

ア 応急の修繕

- (ア) 指定管理者（認定計画提出者）は、施設、設備等が破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。
- (イ) 修繕の実施に当たっては、一件当たり 100 万円未満の費用を要する修繕については指定管理者（認定計画提出者）が、一件当たり 100 万円以上の費用を要する修繕については本市が、それぞれ負担する。

イ 計画的な修繕

- (ア) 指定管理者（認定計画提出者）は、公園内における施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合で、安全又は管理・運営上、次年度以降の計画的な修繕により対応可能なものについては、原則として毎年 1 回、本市が別途指示するときに、修繕項目、修繕内容、修繕方法、金額、優先順位等を整理し、本市に報告すること。
- (イ) 本市は、前記の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、本市及び指定管理者（認定計画提出者）は、予算の範囲内において、次の区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。
 - ・一件当たり 100 万円以上の費用を要する修繕において、指定管理者（認定計画提出者）が修繕することがより効率的であると認められるものについては指定管理者（認定計画提出者）が、その他については本市が実施することとし、費用負担についてはいずれも本市が負担するものとする。
 - ・一件当たり 100 万円未満の費用を要する修繕は、指定管理者（認定計画提出者）が実施する。

ウ 災害に伴う修繕の費用負担

台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、本市の費用負担とする。なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ本市と協議すること。

エ 修繕内容の記録

指定管理者（認定計画提出者）は、修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、修繕の内容や修繕箇所の写真を記録すること。

また、それらの記録については、年度業務報告書の提出と合わせて本市に提出すること。

(5) 植栽管理業務

- ア 植栽樹木や芝生等の剪定、除草などの実施に当たっては、利用者の安全性等を確保しつつ、適切な時期や方法を選び実施すること。
- イ 事業区域内の定期巡回を行い、樹木等が倒れた際は速やかに撤去し安全を確保すること。
- ウ 植栽の良好な状態を保つための必要な処置を講じること。本事業により植栽基盤土壌への踏圧が増えることから、「平和大通り樹木維持管理指針」等に基づき、樹木の樹勢回復と健全な育成を図るため、原則、全ての高木については「つぼ肥」等の植栽基盤改良を行うとともに、樹林下の土壌表面へのバーク堆肥等の敷き均しなどを行うこと。

(6) 備品の管理

- ア 指定管理者（認定計画提出者）は、施設の管理・運営に支障を来さないよう、必要な備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、隨時、修繕及び更新を行うこと。
 - イ 指定管理者（認定計画提出者）は、広島市物品管理規則（広島市規則昭和44年11月10日 規則第64号）を始めとする関係法令に基づき適正に管理すること。
- ※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が5万円以上の物品をいう。

(7) その他

事業区域は、広島市自転車等の放置の防止に関する条例に基づく「自転車等放置規制区域」並びに広島市ぼい捨て等の防止に関する条例に基づく「美化推進区域及び喫煙制限区域」に指定されており、本市施策に協力するとともに、必要に応じて本市が別途指示する調整等を行うこと。

3 運営業務

(1) イベント等関係

ア イベント等の企画、誘致

指定管理者（認定計画提出者）は、平和大通りの意味合い・機能を踏まえた上で、人々の余暇の過ごし方やニーズ、集客の動向など幅広く市場の把握に努めること。

本事業の目的に合ったイベント等（平和や歴史を感じ学ぶ催しや子供を対象とした催し、食の催し、樹木に関する催しなど）を積極的に企画、誘致すること。なお、キッチンカー等の車両の設置については、現在、本市において交通管理者と協議を行うこととしていることから、提案は可能とするが、設置を確約するものではない。

イ イベント等の主催者などへの広報、営業

イベント等の場として活用してもらえるよう、交流広場の諸元や利用料金などをまとめたパンフレットやホームページなどを作成した上で、イベント等の主催者などに対し積極的に広報、営業活動を行うこと。

ウ 交流広場の利用申込（行為許可申請）受付、行為許可、行為許可の取消し、利用料金の收受等

- (ア) 指定管理者（認定計画提出者）は、交流広場における年間の催事計画（イベント等名称、主催者、内容、開催日、準備・撤去期間、行為許可の範囲、想定する料金収入など）を事業計画書の一部として作成し、毎年度、指定管理業務開始の 30 日前までに提出し、当該業務の開始前に本市の承諾を得ること。
- (イ) 交流広場の利用申込（行為許可申請）受付、行為許可を行うこと。また、イベント等に伴う広告物の占用許可申請の受付、本市への送付などを行うこと。イベント等の主催者等が行う申請等について、必要な助言を行うこと。
- (ウ) 行為許可申請書等の様式は、指定管理者（認定計画提出者）において作成すること。
- (エ) 行為許可の内容を台帳に記載し、整理すること。
- (オ) 交流広場の利用申込（行為許可申請）について、次のいずれかに該当すると思われるときは、行為許可に先立ち、本市と事前協議を行い、本市の指示に従うこと。
- ① 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ② 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
 - ③ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - ④ その他管理運営上支障があるとき。
- (カ) 指定管理者（認定計画提出者）は、特に必要と認められる場合、利用者又は利用申請者に対し、行為許可の全部若しくは一部の取り消し、及び利用方法の制限又は利用停止命令を行うこと。
- (キ) 指定管理者（認定計画提出者）は、適正に利用料金を收受し、管理すること。
- (ク) 行為許可の手続きに際して、事業区域は道路と都市公園の効用を兼ねることから、場合により、道路法及び道路交通法に基づき、道路管理者及び交通管理者の許可を受ける必要があるため、イベント等主催者等に対し適切に指導を行うこと。なお、キッチンカー等の車両の設置については、現在、本市において交通管理者と協議を行うこととしていることから、提案は可能とするが、設置を確約するものではない。

(ヶ) 本件行為許可対象外のイベント等（毎年開催されている主なものは下表のとおり。）の開催期間中、当該道路使用許可・道路占用許可区域における行為許可は、慣例的に行われているイベントなど支障がないと判断できるものを除き、原則、受け付けないこととする。なお、これらのイベント開催に伴う使用料収入の減少に対する補償等は行わない。

名称	開催時期	場所
ひろしまフラワーフェスティバル	5月3日～5日及びその前後の準備期間	事業区域全域
とうかさん・ゆかたできん祭	6月第1金曜日から3日間及びその前後の準備期間	北C-1、北C-2
ひろしまドリミネーション	11月～1月上旬及びその前後の準備期間	事業区域全域
白神社秋季例大祭	10月下旬	北-C-4

(コ) 指定管理者（認定計画者）が行う、イベント等の行為許可の範囲は、概ね下表のとおりである。その他詳細は、本市の指示による。

行為区分	指定管理者の許認可※
指定管理範囲のみで開催されるイベント等	○
指定管理範囲と他の公園区域にまたがって開催されるイベント等	×（道路管理者が対応）
上記以外	指定管理範囲：○ 他の公園区域：×（公園管理者が対応）
道路区域と指定管理範囲にまたがって開催されるイベント等（ひろしまフラワーフェスティバル等）	×（道路管理者が対応）

※ 公募時点において、イベント等の実施に当たり、別途、交通管理者による道路使用許可が必要となる。

エ イベント等開催時の対応

多くの来訪者が想定されるイベント等開催時は、主催者、関係機関（交通管理者、本市等）及び周辺施設管理者と協議の上、イベント等の内容に応じた誘導員を適切な場所に適正人数配置し、歩行者、利用者及びイベント等参加者の安全を確保すること、又はこれらをイベント等主催者に促すこと。

イベント等の準備・設営、撤去時においては、利用者の安全を確保すること、又はこれらをイベント等の主催者に促すこと。

（2）利用者サービスの提供

ア 利用者等に対し、イベント等の案内や忘れ物などの各種問合せに対応すること。また、平和大通り公園周辺の他の施設管理者と連携した平和大通り公

園周辺の総合案内を行うこと。

イ 電話での問合せや本事業に関する施設見学などについて、適切に対応すること。

ウ 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切に対応すること。また、その内容を本市へ報告すること。

エ 施設、設備等の利用方法を指導すること。

(3) 日常的なぎわい創出

日常的なぎわいの創出に向けて、子供の遊び場など、区域内の魅力向上に取り組むこと。

行為許可を要する行為を伴う場合は、上記(1)と同様の手法により許可を行うこと。

(4) 広報

利用促進を図るため、パンフレットやホームページの作成、SNSを活用した情報発信などの幅広い広報活動を行うこと。

(5) 災害発生時等における対応

ア 気象台から注意報や警報等が発令された場合には、事前に備品等の固定、収納などの必要な措置を行い、災害に備えること。また、天候等の回復後は園内の巡視により被害の有無を確認し、速やかに本市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切に措置すること。

イ 本市と協議の上、通常利用を中止するとともに、行為許可申請者等に対して連絡を行うこと。

4 自主事業

指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務としてイベント等を誘致するほか、自主事業として自らイベント等を主催し、運営することができるものとする。ただし、自ら主催する場合であっても、必要な利用料金を自身に納付すること。指定管理者（認定計画提出者）が法人のグループであって、そのグループを構成する企業がイベント等を主催する場合には、当該企業が指定管理者（認定計画提出者）に利用料金を納付すること。

自主事業としてイベント等を主催する場合、主催する指定管理者（認定計画提出者）が、その企画や運営、広報、各種調整を担うなど、主催者としての実体を伴うものであること。

自主事業としてイベント等を主催する場合、上記(1)のうち該当する事項を準用すること。

自主事業の会計は指定管理業務とは独立させること。

なお、ひろしまドリミネーションの開催期間中は同イベントに合わせて積極的な提案に努めること。ひろしまフラワーフェスティバルの開催期間中は、原則、

自主事業を行うことは出来ない。

5 その他

(1) 指定管理業務開始前に行う業務

指定管理業務を実施するために事前に必要となる次の業務に要する人件費等の経費は、認定計画提出者が負担すること。

- ア 「管理・運営マニュアル」のほか業務に必要な各種規程の作成
- イ 関係機関（交通管理者、本市等）との協議
- ウ 配置する職員等の確保、研修

(2) 保険への加入

指定管理者（認定計画提出者）は、施設所有者賠償責任保険に加入しなければならない。そのほか、公募設置等指針及び本要求水準書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、本市の基準に適合する指定管理施設に対する火災保険については本市が加入する。

(3) 監査

広島市監査委員等が本市の事務の監査に当たり、必要に応じ指定管理者（認定計画提出者）に対し、実地調査又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者（認定計画提出者）には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、個人情報取扱特記事項（別添資料 23）を基に、本市と指定管理者（認定計画提出者）とが締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

(5) 暴力団排除の推進

指定管理者（認定計画提出者）は、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

- ア 広島市暴力団排除条例及び「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」（別添資料 23）の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」（別添資料 23）の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

(6) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者（認定計画提出者）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（応募（申請）日が属する年度の6月1日時点。以下「6月1日時点」という。）で、法定雇用障害者数を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、上記の作成時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者（認定計画提出者）は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者（認定計画提出者）は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

(8) 指定期間終了時の対応

ア 指定期間が終了するに当たって、適切な引継ぎを行うために、本市と指定管理者（認定計画提出者）は、事業期間終了予定日の2年前を目途として必要な協議を行うものとする。なお、当該引継ぎに要する指定管理者（認定計画提出者）の人事費等の経費は、指定管理者（認定計画提出者）が負担すること。

イ 認定計画提出者は指定期間終了に当たり、本市の立会いの下で、施設の性能及び機能を発揮できる状態を満足することについて本市の確認を受けること。また、事業期間内に実施した施設の修繕・更新に関する書類を本市に提出すること。指定期間終了前検査において、本要求水準書等で提示した性能及び機能を発揮できない場合、経年劣化によらない著しい損傷等が確認された場合は、指定管理者（認定計画提出者）に対し適切な修繕措置を講じるよう求める。指定管理者（認定計画提出者）は、速やかに修繕を実施し、結果について本市に報告すること。